

山口県警察の生活安全部門が所管する法令に基づく行政処分の事務の取扱いに関する訓令

平成16年7月29日

本部訓令33号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公安委員会が行う行政処分のうち、生活安全部門が所管する法令(以下「関係法令」という。)に基づくものに係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受理簿の備付け)

第2条 生活安全部門の関係所属長及び警察署長(以下「署長」という。)は、申請、届出等(以下「申請等」という。)の受理状況を明らかにするため、生活安全関係申請等受理簿(別記第1号様式)(以下「受理簿」という。)を備え付けるものとする。

2 受理簿は、必要に応じて関係法令の別に分冊することができる。

(副本等の送付)

第3条 署長は、受理した申請等のうち、警察本部長(以下「本部長」という。)が決裁するもの又は本部長の指示を受けて処理する必要があるものについては、申請書、届出書等(以下「申請書等」という。)の副本等を送付しなければならない。

2 署長は、副申を要しないと認めたもの以外は、送付の理由、申請等に対する調査結果及び処遇に関する意見を記載した副申書を送付しなければならない。

(許可証等の作成)

第4条 許可証、認定証、承認書、証明書、指定書、届済証、合格証、資格者証、仮領置書等(以下「許可証等」という。)の作成は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 新たに交付する許可証等の番号は、別に定めがある場合を除き、一連番号とし、暦年により更新すること。

(2) 更新に係る許可証等の番号は、更新前の許可証等の番号とすること。

(3) 許可証等を再交付する場合は、別に定めるところにより、再交付した許可証等であることが判別できるようにすること。

(4) 許可証等に写真をはり付ける場合は、浮出印字機により印を押すこと。

(手数料の徴収)

第5条 山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号)の規定により徴収する手数料については、山口県収入証紙条例(昭和39年山口県条例第8号)に定めるところにより納入させるものとする。この場合において、山口県収入証紙は、申請書等の余白等にはり付け、消印するものとする。

(報告)

第6条 署長は、別に定めるところにより、申請等に係る事務の処理状況を報

告しなければならない。

(資料の整理保管)

第7条 生活安全部門の関係所属長及び署長は、申請等に係る事務の処理状況を明らかにするため、申請書等その他の資料を受理簿に登載した順に整理保管しておかなければならない。

(不利益処分の上申)

第8条 署長は、関係法令に基づき、不利益処分をする必要があると認めるときは、不利益処分上申書(別記第2号様式)に参考となる資料を添えて、上申しなければならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、公安委員会の処分に係る事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。